

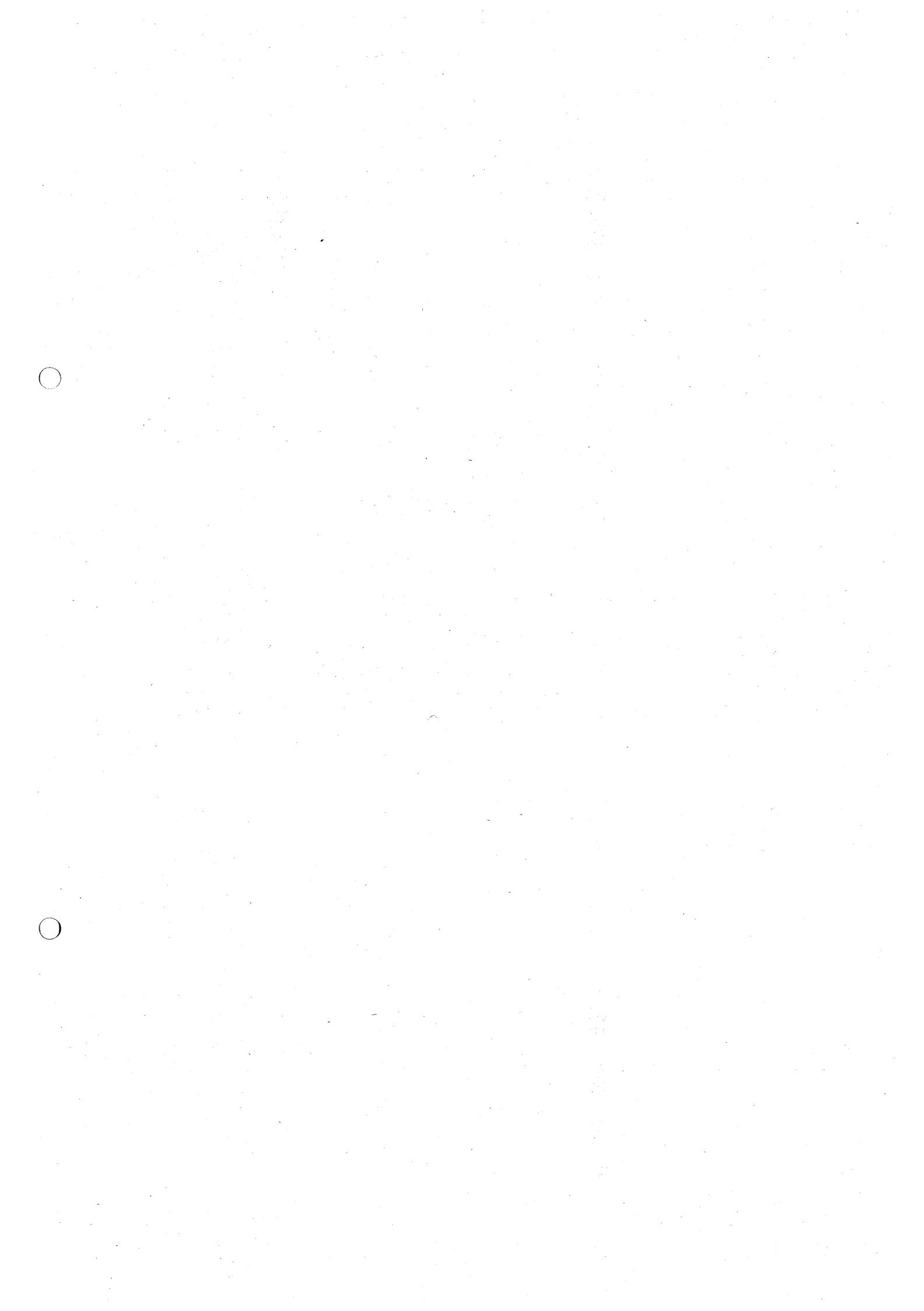
内閣参質一九三第九号

平成二十九年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員有田芳生君提出「我が国による主な対北朝鮮措置」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出「我が國による主な対北朝鮮措置」に関する質問に對する答弁書

一及び二について

お尋ねの措置の対象者については、今後の対応に支障を來すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。また、お尋ねの「どのような場合に禁止されない」については、個別の事案に応じて判断されるものと考えており、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「規制を受けた」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難である。

四及び五について

今後の対応について、現時点で予断することは差し控えたい。

六について

お尋ねの点については、個別具体的に対応を検討することになることから、一概にお答えすることは困難である。

七について

我が国の対北朝鮮措置の効果について、一概に申し上げることは困難であるが、我が国が実施してきて
いる対北朝鮮措置は、北朝鮮の厳しい経済状況を併せ考えた場合、一定の効果を及ぼしていると考えてい
る。